

令和7年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和7年3月25日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	3 原田純子
4 原田直幸	5 七原 剛	6 金田敏行
7 山口伸彦	8 田中邦利	9 今泉吉人
10 加藤弘文		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 議案第9号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第10号

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第11号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第12号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

- 日程第 5 議案第 1 3 号
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 6 議案第 1 4 号
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 7 議案第 1 5 号
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 8 議案第 1 6 号
設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 9 議案第 1 7 号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 10 議案第 1 8 号
設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 11 議案第 1 9 号
設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 12 議案第 3 0 号
令和 7 年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 13 議案第 3 1 号
令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 14 議案第 3 2 号
令和 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 15 議案第 3 3 号
令和 7 年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 16 議案第 3 4 号
令和 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第 17 議案第 35 号
令和 7 年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 18 議案第 36 号
令和 7 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 19 議案第 37 号
令和 7 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 20 議案第 38 号
令和 7 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 21 議案第 39 号
令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 22 議案第 40 号
令和 7 年度設楽町下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 23 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 24 議案第 41 号
設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例
(追加)
- 日程第 25 議案第 42 号
設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例
(追加)
- 日程第 26 議案第 43 号
令和 6 年度設楽町一般会計補正予算 (第 9 号)
(追加)
- 日程第 27 議案第 44 号
令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(追加)
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 29 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、令和7年第1回設楽町議会定例会(第3日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。

町内の小中学校の卒業式や、保育園の卒園式を終え、ぼちぼち桜の開花が話題となり始めております。この地域にも、寒の戻りはありますけれども、少しずつ春が近づいており、令和6年度も残すところ1週間となりました。

議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用のところ、議会の最終日に御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

さる3月4日に開会されました本定例会も、本日をもって閉会となります。議員の皆様方には、多くの議案につきまして十分な審議を賜りまして、感謝申し上げます。

先ほどこステッカーを配らせていただきましたけれども、1つは、「アウトドアのまちしたら」というテーマを掲げてまちづくりをしておりますけれども、その公募をしたロゴのステッカーであります。そして、もう一つは、来年度開催をしますAsJYOC、オリエンテーリングのアジアジュニアユースの大会のステッカーです。ぜひ、車などに貼って、PRをしていただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。また、もっと欲しいという方は、企画のほうに来ていただければありますので、よろしくお願いをします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、先週の大雪による対応について御報告を申し上げます。

18日、火曜日の夜半から降り出した雪が予想以上の積雪となり、翌朝、私が役場に出勤するまでの間、至る所で雪の重みで竹が道路に倒れ掛かり、倒木も何か所も確認ができました。その後、倒木が原因と思われる停電が、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の広範囲で発生し、なおかつ長時間の停電となり、多くの住民生活に影響がでることとなりました。

この役場庁舎は、去年の落雷被害によって、現在は仮設の非常用発電機を設置してありますが、停電時には正常に作動し、住民サービスは通常どおり提供することができました。町内の停電は夕方までにはほとんどの地域で解消されましたが、沖駒地区につきましては夜になっても停電していたことから、連絡のつく沖駒地区の住民の皆さんに連絡を取り、状況の確認を行うなどの対応をとりました。幸い、大きな混乱もなく停電が復旧しましたが、今回のような事態も想定した、各課の連携のもと、町民からの要望に出来る限り対応できるように、再度、体制を確認するように指示を行っておるところであります。

このような停電の中ですが、町内4つの小学校で卒業式が行われました。

私は名倉小学校の卒業式に出席させていただきましたが、発電機により、名倉小学校は非常用発電がありますので、少しの照明でしたけれども、照明とストーブは使用できましたけれども、そのほかの小学校では照明もなく暖房もない中で卒

業式が行われました。照明もなく寒い中でありましたが、どの小学校でも心温まる卒業式が行われ、思い出深い、記憶に残る卒業式になったのではないかと思います。

続いて、閉園式について報告します。

3月21日金曜日に清嶺保育園、3月22日土曜日に田口宝保育園で閉園式が行われました。

田口宝保育園は私立保育園として1940年（昭和15年）に創立して以来、85年に渡り子育ての拠点としてこれまで果たしていただきました役割は大変大きなものがあり、その功績には大変感謝を申し上げるしだいであります。

4月1日から設楽町立田口・清嶺保育園として新たにスタートする訳ですが、地域に根差した保育を目指し、保育園運営をしてまいります。

続いて、人事異動について報告をいたします。

令和7年度に向けた職員の人事異動の内示を3月19日水曜日に行いました。職員数名の退職に伴い、一般事務職3名を新規に採用しました。新しい職員体制により円滑な町政運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、条例改正2件、補正予算2件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案と併せまして、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。議会最終日にあたり、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和7年第5回、議会運営委員会の結果の委員長報告をいたします。

令和7年第1回定例会第3日目の運営について、3月21日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1から日程第11までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第12から日程第22までは予算特別委員会付託の新年度予算で、一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第23は、設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第24から日程第27は、追加案件です。

日程第24から日程第25号は、1件ごと上程し、単独質疑、討論、採決です。

日程第26から日程第27は、一括上程し、単独質疑、討論、採決です。

日程第28、29は、議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出です。

詳細は御手元に配付の議案等審議一覧のとおりであります。ここで皆様方に一部修正をお願いいたします。審議一覧の日程第9、陳情第17号とありますが、これは議案第17号の間違いですので、修正をお願いいたします。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 はい。それでは、日程第9の訂正のほうよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第9号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、日程第11、議案第19号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 原田(直) おはようございます。令和7年第1回総務建設委員会委員長報告を行います。

令和7年3月17日月曜日14時22分から14時51分まで総務建設委員会を開催しました。

出席者は、総務建設委員会8名、金田敏行委員は都合により欠席されました。議長、議会事務局長。執行部から、町長、副町長、教育長、ほか、担当課長の出席をいただきました。付託された議案10件を審議、審議の結果を報告させていただきます。

審査事件1、付託事件(1) 議案第9号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」。質疑なし、討論、採決は、文教厚生委員会終了後に行うこととなっています。

(2) 議案第10号「設楽町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第11号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は記載のとおりですので御参照いただきたいと思います。

(4) 議案第12号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 議案第13号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(6) 議案第14号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(7) 議案第15号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(8) 議案第16号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑1件。そのあと、討論を行い、反対、賛成各1名ずつ、5対2で、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。内容については記載のとおりですので御参照いただきたいと思います。

(9) 議案第18号「設楽町道路占用料条例の一部を改正する改正する条例について」。質疑なし。討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(10) 議案第19号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「その他」は、ありませんでした。

以上で、委員長報告を終わらせていただきます。

5 七原 令和 7 年第 1 回文教厚生委員会委員長報告を行わせていただきます。

令和 7 年 3 月 18 日火曜日、午後 2 時 28 分から午後 2 時 33 分まで文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者、文教厚生委員 8 名、金田議員が都合により欠席されております。及び議長、議会事務局長。執行部のほうから 10 名の出席をいただいております。

付託されました議案 2 件について審議しましたので、結果を報告いたします。

付託事件、議案第 9 号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」。質疑なし、討論なし。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 17 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論 2 件、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。討論については、以下を御覧ください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

初めに、議案第 9 号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の討論を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 9 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 10 号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 11 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 12 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 13 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 14 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第15号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第16号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第17号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 議案第18号「設楽町道路占用料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 議案第 19 号「設楽町流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 19 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

6 金田(敏) 議長、6 番金田。

議長 6 番金田敏行君。

6 金田(敏) 今の議長なので、一番最後のところで、採択ではなくて可決ではないのでしょうか。

議長 最後のところですね。「可決されました」と述べるのが正しいですね。はい、わかりました。先ほどから、ちょっと「可決」でなく、「採択」と読んできたところがありますので、失礼をいたしました。議案第 17 号も採択というふうに言ってしまったかと思います。「可決」という言い方でお願いします。議案第 18 号も同じです。「可決」という言い方でお願いをします。今、御指摘のあった議案第 19 号も、「委員長報告のとおり可決されました」というふうに訂正をしたいと思います。ありがとうございました。

議長 それでは、日程第 12、議案第 30 号「令和 7 年度設楽町一般会計予算」から日程第 20、議案第 40 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計予算」の 11 議案を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

9 今泉 令和 7 年予算特別委員会委員長報告を行います。

令和 7 年設楽町議会予算特別委員会報告を設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。

本委員会は、令和 7 年 3 月 4 日火曜日、3 月 13 日木曜日に、令和 7 年度設楽町一般会計予算や特別会計、事業会計の概要の説明を受け、3 月 17 日月曜日及び 3 月 18 日火曜日の両日に、一般会計予算、8 特別会計予算、並びに 2 事業会計予算について、慎重審議をしました。

その経過と結果は以下のとおりです。

3 月 17 日午前 8 時 58 分から午後 2 時 5 分まで総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 8 名で、金田敏行議員は欠席でした。

質疑は以下のとおりです。

質疑。一般会計予算の歳出に関する質疑は合計で 86 件で、その内訳は、議会費の審議では、質疑なし。総務費の審議では、質疑 51 件。農林水産費の質疑では、質疑 18 件。商工費の審議では、質疑 9 件。土木費の審議では、質疑 4 件。消防費の審議では、質疑 4 件。災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費の審議では、質疑なし。諸支出金の審議では、質疑なし。予備費では、質疑なし。

歳入に関する質疑では、質疑 1 件。

特別会計決算に対する質疑は、なし。田口財産区特別会計予算、質疑なし。段嶺財産区特別会計予算、質疑なし。名倉財産区特別会計予算、質疑なし。津具財産区特別会計予算、質疑なし。

以上でした。

3 月 18 日午前 9 時から午後 14 時 16 分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 7 名、七原剛、金田敏行議員は欠席でありました。

質疑は、以下のとおりです。

一般会計予算の歳出に関する質疑は、合計で 55 件で、その内訳は、総務費の審議では質疑 5 件。民生費の審議では質疑 18 件。衛生費の審議では、質疑 8 件。農林水産費の質疑では、質疑なし。土木費の審議では、質疑なし。教育の審議では質疑 24 件。

歳入に関する質疑は、質疑 1 件。

特別会計予算に関する質疑は、合計で 10 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では、質疑 9 件。後期高齢者医療保険特別会計予算では、質疑なし。町営バス特別会計予算では、質疑なし。つぐ診療所特別会計予算では、質疑 1 件。

事業会計予算に関する質疑は、合計で 3 件で、その内訳は、簡易水道事業会計予算では、質疑なし。下水道事業会計予算では、質疑 3 件。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計予算、国民健康保険会計予算及び後期高齢者医療特別会計を反対とする討論 1 名、反対討論の詳細については、本日举行します。

一般会計予算、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療保険特別会計を賛成する討論を 1 名、賛成の討論の詳細については、本日举行します。

採決。採決を行い、以下のように決しました。

議案第 30 号「令和 7 年度設楽町一般会計予算」について。

討論。反対、賛成各 1 名。採決は、賛成多数で可決すべきものに決しました。

(2) 議案第 31 号「令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について。

討論。反対 1 名、賛成 1 名。賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、御手元に配布しています討論の関係で、反対 2 名となっておりますが、1 名に訂正してください。

(3) 議案第 32 号「令和 7 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計」について。

討論。反対、賛成各 1 名。採決で、賛成多数で可決すべきもので決しました。

議案第 33 号「令和 7 年度設楽町町営バス特別会計予算」について。

討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決定しました。

議案第 34 号「令和 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について。

討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(6) 議案第 35 号「令和 7 年度設楽町田口財産区特別会計予算」について。

討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(7) 議案第36号「令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」について。
討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(8) 議案第37号「令和7年度設楽町名倉財産区特別会計予算」について。
討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(9) 議案第38号「令和7年度設楽町津具財産区特別会計予算」について。
討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(10) 議案第39号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計予算」について。
討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

(11) 議案第40号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算」について。
討論なし。採決。全員賛成で可決すべきものに決しました。

「その他」、なし。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。(11)の議案第40号ですが、令和6ではなくて、7年度というふうに訂正をお願いをいたします。

それでは、委員長報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議長 議案第30号「令和7年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

8 田中 令和7年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

新年度予算は歳入・歳出総額68億8,300万円。厳しい生活を強いられている町民の暮らしと福祉を支え、かつ、町政上の課題を解決することが求められています。

ダム建設予定地の地質の悪さが指摘され、工期延長の要因にもなりました。ダム本体基礎掘削工事で、予想外の掘削土砂、岩石が出ています。さらなる工期延長が懸念されるところであります。

7年度予算で、ダム関連事業が町財政を圧迫していることが再度明らかになりました。ダムの悪影響を緩和するための水特事業やダム関連事業であります、逆に町財政が厳しくなるとは皮肉な結果であります。ダム対策のための人件費プラス対策協交付金は2,327万4,000円と計上されています。これは8年間で1億8,619万2,000円になる勘定です。実費の弁済を、この際求めてください。工事延伸による新たな財政不足・困難は、基金積み増しを要求して再交渉をすべきです。ダムを推進協力してきた人たちは穴埋めをしてください。

移住定住対策の破綻を覆い隠すように、アウトドアのまちづくり——ステッカーは貼るつもりでありますが、と銘うった施策が展開されています。町のPRになっているというが、地域振興に結び付いた明確な見通しがわかりません。世界ラリー選手権、アジアジュニアオリエンテーションなどは、財源に余裕のある時の施策ではないか。財政の厳しさを強調することとオリエンテーリング推進費の1,400万円の支出は折り合うのか。

マイナ保険証は、保険加入者のプライバシー侵害の不安につながり、医療機関からも強制されるべきではないと訴えられています。法律上は、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、町は強制的な取得推進を行うべきではありません。紙の保険者証が廃止されましたが、資格確認書が申請なしで届けられることになって、マイナ保険証がなくても保険診療はこれまでどおり受けられます。

国保料は上がる一方であります。耐え難い高額保険料を平然と課すことは理解できません。保険料引き上げに反対であります。

標準保険料率はあくまで参考にすぎず、実際の保険料率は市町村が決めます。小学校入学前の子供の均等割りを全額免除して国保料を少しでも安くしてください。

2,900万円の奨励金を出しても被害が減らないのであれば、捕獲一辺倒のカモシカ被害対策の見直しを考えなくてはならないと思います。シカ捕獲1頭に9,000円出るわけですが、同額を各個人に助成すれば、畑や屋敷に網や柵を一定規模に設置できます。

学校給食の全額無償化は約2年間続いたが、本年度は半額補助のままであります。一方、東栄町では全額無償化に踏み切り、この施策では後れをとりました。子育て支援策における設楽町の目玉だったわけですが、まことに残念。早く、全額無償化を復活すべきであります。

調理場一本化は、暖かい食事、地産地消、災害時の拠点となることなどを考えると、2か所が妥当であり、統一センター化には賛成できません。新城市の例が示すように、一括調理では万一のトラブルに耐えられないわけです。

学校体育館へのエアコン設置をすすめるため交付金が創設されました。今回は予算化されていないが、早期の導入を期待したい。

最後に、地方財政計画では地方税が過去最高を更新すると見込んでいます。交付税も初の1兆円増。しかし、町の見通しは、町税、地方交付税は昨年同様としています。なんでも引き締めればよいというものではなく、実情に見合っただけで考えれば、住民要求実現の財源は不十分ながら確保できているのではないかと思います。財政が厳しいと言って、財布の紐をきつくるだけが財政ではありません。

町民の願いにこたえる財政運営を期待して、甚だ簡単ですが、反対討論とします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2村松(純) 田中さんほど細かくないですが、はい、賛成の立場で発言させていただきます。

私は、令和7年度設楽町当初予算案について賛成の意を表明します。

まず、予算案には地域振興や産業振興に向けた施策が盛り込まれており、特に観光業の支援やアウトドアを軸とした事業が強化されています。

設楽町は豊かな自然環境に恵まれています。その魅力を最大限に引き出すためには、適切な支援が不可欠です。これにより、地域の雇用創出や経済活性化が期待されます。

また、教育や福祉に関する予算も充実しており、子供たちの健全な成長を支えるための施策が計画されています。

教育環境の整備や福祉サービスの向上は、町民の生活の質を向上させる重要な要素で、将来の設楽町を担う人材を育成するために欠かせないものです。

さらに、環境保護や持続可能な社会の実現に向けた取組も評価すべき点です。設楽町が持つ自然資源を守りながら次世代に引き継ぐための施策が盛り込まれていて、町民一人一人が誇りを持てる地域づくりにつながるものと考えます。

この予算案は、設楽町の未来を見据えた重要な計画であり、地域の発展につながるものと確信しています。

以上の理由から、私は、令和7年度当初予算に賛成いたします。この予算案が実現することで、設楽町がさらなる発展を遂げ、住民の方々が安心して笑顔で暮

らせる地域となることを心より願っております。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第31号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第32号「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第33号「令和7年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第34号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第34号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第35号「令和7年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第35号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第36号「令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第36号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第37号「令和7年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第37号を採決します。採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第38号「令和7年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第39号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第40号「令和7年度設楽町下水道事業会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、日程第23「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

7山口 それでは、設楽町議会ダム対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

令和7年3月14日、9時29分より、議場におきまして対策委員会を開催させていただきました。

御手元に委員会報告書を配付してありますので、簡潔な報告をさせていただきます。

出席者は、ダム対策委員会メンバー6名中5名の出席。加藤議長、また今泉議会事務局長の出席を賜りました。設楽町からは、久保田副町長ほか7名。国土交

通省設楽ダム工事事務所からは、田中所長ほか 15 名。愛知県豊川水系対策本部、瀬古副本部長、大木事務局長ほか 4 名。新城設楽建設事務所、設楽ダム関連事業出張所池野所長ほか 3 名の出席を賜りました。

まず、最初に、議長から御挨拶を頂き、久保田副町長、田中所長、瀬古副本部長より御挨拶を頂きました。挨拶の中で、田中所長からは令和 7 年度の予算等々、事業の進捗を兼ねて話がありました。

審査の内容としましては、所掌事務の調査でありますけど、愛知県、そして、国土交通省からの進捗状況の説明を受けました。

新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、委員には配られました資料 2 に基づき説明を受けて、質疑の応答を行いました。質問 7 件、そして要望 1 件が、お配りさせていただきました報告書の内容のとおりでございます。また、詳しく内容が見たい方は、事務局に議事録がとってございますので御参照していただければと思います。

そして、その次に、設楽ダム工事事務所から、資料に基づき、進捗状況等、説明を受けました。質問 6 件、意見 1 件、要望が 1 件、委員会報告書の記載のとおりでございます。

設楽町のダム関連事業につきましては、議会開催中でありましたので、委員の質疑は予算委員会で行うように、町への質問は割愛させていただきました。

「その他」は、なしということで、議場での調査は、11 時 10 分に終了いたしました。

そして、現地視察として、11 時 20 分より、県道設楽根羽線 4 号橋。町道上原荒尾線、折地地区の残土捨て場予定地を視察してまいりました。

出席者におきましては、設楽ダム対策特別委員会委員 5 名。加藤議長、今泉事務局長。設楽町からは、久保田副町長ほか関係職員。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、田中所長ほか現地説明の職員の皆さん。愛知県豊川水系対策本部、新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所、池野所長さんはじめ、現地説明をしていただける職員の皆さんであります。

以上、現地を視察し、12 時 15 分に解散をいたしました。

以上であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第 24、議案第 4 1 号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 4 1 号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてを説明しますので、資料の 5 ページを御覧ください。

設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由といたしましては、児童福祉法の改正に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育士の配置基準について、3 歳児以上、4 歳、5 歳児を担当す

る配置人数が見直され、保育士及び保育従事者の1人の受け持つことができる園児数が減少されたことに伴い、設楽町の関係条例の所要の改正を行うものであります。

設楽町の関係条例の改正の詳細につきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 それでは詳細のほうについて説明のほうをさせていただきます。

8ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

今回の改正は、保育士の配置基準の改正が主なものですが、まず第25条では、指針を定めるものを厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正します。これは、令和5年4月にこども家庭庁が発足された時点で指針を定めるものが内閣総理大臣になりましたが、まだ町条例が改正されていなかったため、今回あわせて改正をするものです。

第29条は、通常の保育所の場合で保育士の数を満3歳以上4歳未満では、おおむね「20人」から「15人」の園児に改正をして、また、満4歳以上では、おおむね「30人」から「25人」の園児数を改正して、基準数に対して、保育士1人を配置するものです。

第31条では、地域のニーズにきめ細かく対応するために、平成27年に子ども・子育て支援法で定められた認可保育所の一種である小規模保育士事業所について、通常の保育士と同様の内容で改正をするものです。

9ページの第44条では、こちらは企業が事業所内の従業員の子供に加えて、自治体の認可を受けて、地域住民の子供の保育もする、保育所型事業所内保育事業所の場合でありまして、また、第47条では、その保育所型事業所内保育事業所のうち、定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所の場合であり、これらも通常の保育所と同様の内容改正をするものです。

私からは、説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25 議案第42号「設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第42号「設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の11ページを御覧ください。

設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、まず、この制度につきましては、令和3年4月1日に施行された新たな時限法である、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき策定された、新たな設楽町過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興の促進区域内において、振興すべき業種について、それぞれの用に供する、一定の事業用資産の取得等に係る固定資産税の課税免除を行うため、地方税法第6条第1項の公益等に因る課税免除の規定に基づき、条例を制定されているものであります。

現状につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第24条に記載されております、「固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度」と規定されているため、設楽町関係条例では、令和6年3月31日までが期限となっていましたが、税制改正の大綱により、過疎地域における地方税の減収補填措置が3年間、令和9年3月31日までの適用期限を延長することになりましたので、これを受けて設楽町の関係条例も所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用するものといたします。

なお、課税免除に伴う減収補填措置は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の財政措置の規定により、減収分の75%を普通交付税で補填されるものであります。

条例改正の詳細につきましては、財政課長のほうから説明させていただきます。
財政課長 はい。それでは私のほうから説明をさせていただきます。

ただいま詳細な説明を副町長から大変していただきましたので、あまりすることはないんですけれども。この条例ですけれども、今回、令和6年3月31日から3年延長し、9年の3月31日まで延長する改正でございます。

この条例は、設楽町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事業に記載された業種——製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業などの事業者が一定の事業用の資産を取得した場合、申請の翌年から3年間、固定資産税の減免、課税減免を実施することで、地域産業を効果的に促進することを目的としたものであります。

令和3年度以降では3件の申請があり、減免を行っております。

それでは、14ページの新旧対照表を御覧ください。

3行目ですかね、右側が改正前で左側が改正後になります。第2条、課税の減免で、改正前が6年の3月31日、改正後を9年3月31日に変更とするものであります。

説明は、以上です。

議長 説明が終わりました。

それでは、議案第42号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、議案第43号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第9号）」から、日程第27、議案第44号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

副町長 それでは、議案第43号から議案第44号までについて、一括して2件の補正について説明をしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、今回の補正議案は、年度末を控えて3月議会最終日の上程で申し訳ありませんが、歳入補正案件が生じたことと、起債の関係で借入れが増えたことによる、財源更正が生じたため、地方自治法の規定に基づき、補正予算を再度計上し、本議会の議決を得て、効率的かつ効果的に事業を進めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第43号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第9号）」についてを説明しますので、資料の15ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出とも増減なしとして、予算総額を現行の62億6,257万5,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、18ページを御覧ください。

18ページの第2表、下水道事業会計繰出金として、農業集落排水事業に係る繰越額を、事業会計繰越額の確定に伴い、繰越財源となる過疎対策事業債の借入額を20万円増額し、一般会計で借り入れ、繰出金として事業会計に支出するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、19ページを御覧ください。

簡易水道事業会計実施事業のうち、上折元浄水場原水流入弁改良工事の財源を、愛知県山間市町村振興資金貸付金の借入れを行うものです。一般会計で借り入れ、繰出金として事業会計に支出するものであります。

それでは、歳出のほうから説明しますので、資料の28、29ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費については、新型コロナワクチン予防接種を受けた後、亡くなられた案件が町内で発生し、厚生労働省により、予防接種法第15条第1項の規定に基づき、当該予防接種を受けたことによるものであると認定された通知を受け、令和6年12月9日の文教厚生委員会での説明、また、12月18日の12月定例会最終日の補正予算で議決され、既に家族には一般財源において支払われておりますけれども、予防接種健康被害救済制度に基づく給付金の支給について、国より、3月に入り、全額、今年度中に町に支払われることになったため、財源更正を行う補正であります。

6目簡易水道費につきましては、先ほど、地方債の補正のところで説明させていただいたとおり、簡易水道事業における財源の一部を、愛知県山間市町村振興資金貸付金の借入増額が可能となったために、繰出金の財源更正を行うものであ

ります。

続いて、歳入について説明しますので、26、27 ページを御覧ください。

15 款国庫補助金、1 項 2 目、国庫負担金、1 節予防費負担金 4,447 万 4,000 円につきましては、歳出で説明したとおり、新型コロナウイルス健康被害給付費を国より納付を受けるものであります。

なお、この件につきましては、先ほど令和 7 年度一般会計予算を可決していただいたところでありますけれども、この予算書の中の雑入のところで歳入を見込んでおりますので、令和 7 年度予算につきましては、翌年度の議会において、この補正処理等を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

19 款繰入金、2 項 2 目、1 節財政調整基金繰入金、4,717 万 4,000 円の減額につきましては、歳出で説明した 2 件の補正理由によって、歳入歳出調整で基金より繰入調整した内容を財源更正するものであります。

22 款町債、9 項 1 目、1 節愛知県山間市町村振興資金貸付金 270 万円につきましては、地方債の補正及び歳出のところで説明させていただいたとおり、簡易水道事業における財源の一部が、愛知県山間市町村振興資金貸付金の増額が可能となったための補正であります。

一般会計の補正については以上であります。

引き続き、議案第 44 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」についてを説明しますので、31 ページを御覧ください。

議案書の第 1 条は、総則で、第 2 条は、資本的収入及び支出です。

予算第 4 条を「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 73,902 千円は、引継金 73,902 千円で補てんするものとする。）」に改めるものであります。

第 3 条は、同じく資本的収入及び支出です。

収入につきましては、1 款、5 項企業債として、710 万円の増額をするものです。

第 4 条は、簡易水道施設更新事業の企業債限度額について、710 万円の増額をするものであります。

第 3 条の企業債の増額に伴い、第 2 条において引継金で補填する金額を減額しております。

33 ページから、38 ページまでは、予定キャッシュ・フロー計算書などがありますので、また御参照いただければと思います。

続きまして、資本的収入及び支出の内容につきまして、40、41 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1 款資本的収入、5 項企業債では、今まで起債予定額に対し、半分は企業債、半分は過疎債を充当する形で財源調整しており、本年度についても同様に予算額を調整した結果、前回補正時には、710 万円の減額をいたしました。その後、財政課との協議を重ねた結果、企業債のみ当初予定していた借入額を借り入れることになりましたので、710 万円の増額をお願いするものであります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 43 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算（第 9 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第44号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第29、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回設楽町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前10時20分